

○精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
施行規則

平成17年10月4日

規則第28号

改正 平成28年3月29日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本町の公の施設のうち町長が所管するものについて適用する。

(指定の申請書)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第3条第4号に規定する町長が特に必要なものとして認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(変更の届出)

第4条 指定管理者は、条例第3条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、変更届出書（別記様式第2号）により町長に届け出なければならない。

(申請者に対する通知)

第5条 町長は、条例第4条の規定により候補者を選定した場合において、当該候補者として選定されなかった団体があるときは、当該団体に対して指定管理者指定等決定通知書（別記様式第3号）により指定管理者の指定をしない旨を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第6条 町長は、条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者として指定した団体に対して指定管理者指定等決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するも

のとする。

(告示する事項)

第7条 条例第6条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合において告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定を受けた団体の名称及び所在地
- (4) 指定の期間

2 条例第9条第3項の規定により準用する条例第6条第2項の規定により指定管理者の指定の取消しにおいて告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を取り消した日
- (2) 指定を取り消された団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 指定を取り消された団体の名称及び所在地

(指定の取消し等)

第8条 条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消し通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 条例第9条第1項の規定による管理の業務の全部又は一部の停止の命令は、業務停止命令通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(事業報告書)

第9条 条例第10条に規定する事業報告書は、別記様式第6号とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日

精華町長 様

申請者 所在地
団体等の名称
代表者氏名



指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別記様式第2号(第4条関係)

年 月 日

精華町長 様

申請者 所在地
団体等の名称
代表者氏名



変 更 届 出 書

年 月 日に申請した指定管理者指定申請書に変更が生じましたので、精華町
公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条の規定により、次の関係
書類を添えて届け出ます。

1 公の施設の名称

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

別記様式第3号(第5条・第6条関係)

第 号
年 月 日

様

精華町長



指定管理者指定等決定通知書

年 月 日付けで申請があった指定管理者の指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 指定管理者に指定します。

(1) 公の施設の名称

(2) 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 指定管理者に指定しません。

(指定しない理由)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

精華町長

印

指定管理者指定取消し通知書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条の規定により、次の施設の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

1 公の施設の名称

2 取消し年月日 年 月 日から 年 月 日まで

3 取消しの理由

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

精華町長

印

業 務 停 止 命 令 通 知 書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条の規定により、次のとおり業務の停止を命令します。

1 公の施設の名称

2 停止対象業務

3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第6号(第9条関係)

年 月 日

精華町長 様

申請者 所在地
団体等の名称
代表者氏名



事業報告書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 公の施設の名称

2 報告事項

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 管理の実態を把握するために必要な事項

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)
別記様式第 2 号 (第 4 条関係)
別記様式第 3 号 (第 5 条・第 6 条関係)
別記様式第 4 号 (第 8 条関係)
別記様式第 5 号 (第 8 条関係)
別記様式第 6 号 (第 9 条関係)